

# 高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する 行政評価・監視

## 結果報告書

平成 25 年 4 月

総務省行政評価局

## 前 書 き

65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成23年に1,942万世帯(全世帯の41.6%)となり、このうち、高齢者単身世帯の数は、平成10年の272万世帯から23年には470万世帯へと増加し、また、高齢夫婦世帯の数も271万世帯から460万世帯に増加しており、今後同様の傾向が続くことが見込まれている。

平成12年度から導入された介護保険制度についてみると、その利用が年々増加しており、また、近年の不況を反映し、生活保護を受給する高齢者数も同様に増加している。

しかし、高齢者の中には、認知症などにより、これらのサービスを理解できない者や行政サービスを拒否する者など、健康に問題がある、生活が困窮しているなどの状況にもかかわらず、必要な介護保険や生活保護などの行政サービスを受けず、また、家族や地域社会との接触もほとんどないなど、社会から「孤立」する高齢者が存在している。

「平成22年版高齢社会白書」(平成22年5月14日閣議決定)では、高齢者の社会的孤立について、家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態とされ、その背景として高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯が増えているという世帯構成の変化等が挙げられ、今後、高齢者の社会的孤立が孤立死等の様々な問題を生み出すと指摘されている。

このため、政府は、高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)第6条の規定に基づき定められている「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)において、地域における高齢者やその家族の孤立化を防止するためにも、いわゆる社会的に支援を必要とする人々に対し、社会とのつながりを失わせないような取組を推進していくものとするなどとしており、高齢者の孤立化を防止する対策として、厚生労働省を中心に、地方公共団体への補助や技術的助言等が行われている。また、このほか、地方公共団体等においても、独自の取組が行われている。

しかし、依然として、都市部などにおいて、高齢者が地域から孤立した状態で死亡する事例等が発生していることから、高齢者が日常的に地域等から孤立しないための取組の推進が求められている。

また、近年の大規模災害による死者・行方不明者のうち、高齢者の占める割合は高くなっており、今般の東日本大震災においても、多くの犠牲者が発生していることから、災害時における高齢者の避難支援対策の充実・強化が急務となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、高齢者の社会的孤立の防止対策及び災害時の保護を推進する観点から、社会的に孤立している高齢者等の実態把握の状況、国庫補助等による関係対策の実施状況等を調査するとともに、災害時における高齢者の避難支援の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

# 目 次

第1 調査の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 高齢者の社会的孤立を防止する対策	2
(1) 高齢者の社会的孤立を防止する対策の必要性	2
(2) 高齢者の社会的孤立を防止する対策の概要	16
ア 社会的孤立防止に関する国庫補助事業等	16
イ 社会的に孤立している高齢者等の把握（情報の一元化）の状況等	20
(3) 高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況	50
ア 適切な需要見込み等による効率的かつ効果的な事業の実施	50
イ 社会的に孤立している高齢者等の把握（情報の一元化）の推進	77
(4) 仮設住宅に入居している高齢者の支援	128
2 災害時における高齢者の保護	141
(1) 災害発生時における高齢者の避難支援の必要性	141
(2) 災害発生時における高齢者等の避難支援に係る対策の概要	141
(3) 災害発生時における高齢者等の避難支援に係る取組の実施状況	143

## 図 表 目 次

### 第2 行政評価・監視結果

#### 1 高齢者の社会的孤立を防止する対策

##### (1) 高齢者の社会的孤立を防止する対策の必要性

表1-(1)-①	日本の高齢化の推移	5
表1-(1)-②	日本の高齢化の将来推計	5
表1-(1)-③	65歳以上の高齢者のいる世帯数の年次推移	6
表1-(1)-④	65歳以上の高齢者単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の年次推移	6
表1-(1)-⑤	介護保険サービスの利用者数の年次推移	6
表1-(1)-⑥	生活保護受給高齢者世帯数の年次推移（一か月平均）	7
表1-(1)-⑦	セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書、平成22年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（株式会社ニッセイ基礎研究所）（抜粋）	7
表1-(1)-⑧	近年に発生した高齢者の主な孤立死事例	8
表1-(1)-⑨	平成22年白書（抜粋）	10
表1-(1)-⑩	社会的に孤立している高齢者の例	10
表1-(1)-⑪	平成22年白書（抜粋）	10
表1-(1)-⑫	平成22年白書（抜粋）	11
表1-(1)-⑬	社会的孤立のリスクの高まり	11
表1-(1)-⑭	高齢者の社会的孤立が生み出す問題	12
表1-(1)-⑮	東京23区内で死亡した65歳以上の一人暮らしの者	13
表1-(1)-⑯	全国における孤立死の年間発生件数（推計）	13
表1-(1)-⑰	孤独死（孤立死）を身近な問題と感じる者の割合	14
表1-(1)-⑱	「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）」の報告書（平成20年3月）（抜粋）	14
表1-(1)-⑲	高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）（抜粋）	15
表1-(1)-⑳	高齢社会対策大綱（平成24年9月7日閣議決定）（抜粋）	15

## (2) 高齢者の社会的孤立を防止する対策の概要

表1-(2)-①	安心生活創造事業実施要領（平成17年3月31日付け社援発第0331021号「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」別添13）（抜粋）	23
表1-(2)-②	安心生活創造事業成果報告書（平成24年8月厚生労働省）（抜粋）	23
表1-(2)-③	介護保険法（平成9年法律第123号）（抜粋）	25
表1-(2)-④	24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業実施要綱（平成23年3月30日付け老発0330第3号「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実施について」）（抜粋）	26
表1-(2)-⑤	地域包括支援センター等機能強化事業実施要綱（平成23年3月30日付け老発0330第3号「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実施について」）（抜粋）	27
表1-(2)-⑥	社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）	29
表1-(2)-⑦	日常生活自立支援事業実施要領（平成17年3月31日付け社援発第0331021号「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」別添10）（抜粋）	30
表1-(2)-⑧	社会・援護局関係主管課長会議資料（平成23年3月）（抜粋）	31
表1-(2)-⑨	平成21年度2次補正予算「ICTふるさと元気事業」（情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金）実施要領（平成21年6月29日付け総情地第80号「地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱」）（抜粋）	31
表1-(2)-⑩	平成22年度地域商業活性化事業費補助金（買物弱者対策支援事業）（平成22年度補正予算事業）募集要領（平成22年11月22日（平成22年12月1日更新）経済産業省商務情報政策局商務流通グループ等）（抜粋）	32
表1-(2)-⑪	平成21年度『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業募集要領（平成21年3月27日国土交通省国土計画局）（抜粋）	33
表1-(2)-⑫	安心生活創造事業実施要領（平成17年3月31日付け社援発第0331021号「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」別添13）（抜粋）	34
表1-(2)-⑬	24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業実施要綱（平成23年3月30日付け老発0330第3号「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実施について」）（抜粋）（再掲）	35
表1-(2)-⑭	地域包括支援センター等機能強化事業実施要綱（平成23年3月30日付け老発0330第3号「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実施について」）（抜粋）	36
表1-(2)-⑮	平成21年度2次補正予算「ICTふるさと元気事業」（情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金）実施要領（地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱（平成21年6月29日付け総情地第80号））（抜粋）	36
表1-(2)-⑯	地域商業活性化補助事業実施要領（平成22年11月22日（平成22年12月1日更新）経済産業省商務情報政策局商務流通グループ等）（抜粋）	37
表1-(2)-⑰	平成21年度『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業募集要領（平成21年3月27日国土交通省国土計画局）（抜粋）	38
表1-(2)-⑱	生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（平成24年2月23日付け社援発0223第3号厚生労働省社会・援護局長通知）（抜粋）	39

表1-(2)-⑲	全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料（平成23年1月20日厚生労働省社会・援護局）（抜粋）	39
表1-(2)-⑳	地域包括支援センター等において地域の見守り活動等を構築していく際の支援を必要とする者に対する個人情報の取扱いについて（平成22年9月3日付け厚生労働省老健局振興課長事務連絡）（抜粋）	41
表1-(2)-㉑	要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（平成22年10月1日付け社援保発1001第1号厚生労働省社会・援護局保護課長名通知）（抜粋）	43
表1-(2)-㉒	要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（平成23年7月8日付け社援保発0708第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（抜粋）	43
表1-(2)-㉓	社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）	44
表1-(2)-㉔	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について（平成22年8月13日付け社援地発0813第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通達）（抜粋）	45
表1-(2)-㉕	要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日付け雇児総発第0810003号・雇児育発第0810001号・社援総発第0810001号・社援地発第0810001号・障企発第0810002号・老総発第0810001号関係課長通知）（抜粋）	46
表1-(2)-㉖	市町村地域福祉計画の策定について（平成19年8月10日付け社援発第0810001号厚生労働省社会・援護局長通知）（抜粋）	47
表1-(2)-㉗	高齢社会対策大綱（平成24年9月7日閣議決定）（抜粋）	49

### (3) 高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況

#### ア 適切な需要見込み等による効率的・効果的な事業の実施

表1-(3)-ア-①	安心生活創造事業により一定の効果が発現している例	54
表1-(3)-ア-②	安心生活創造事業におけるサービス利用者実績の比較	57
表1-(3)-ア-③	安心生活創造事業開始前の需要見込みが過大で、利用者実績が特に低調となっている例	57
表1-(3)-ア-④	安心生活創造事業における利用者1人当たり年間事業費(国庫補助ベース)の比較	59
表1-(3)-ア-⑤	ニーズ把握のために実施したアンケート調査の結果を十分活用していない又は結果を集計しておらず、サービスの利用勧奨に十分活用していない例	59
表1-(3)-ア-⑥	調査対象13市区町村における24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業利用者実績	62
表1-(3)-ア-⑦	事業の実施に必要な利用者及び収益が確保できず、事業の継続が困難となっている例（24時間対応の定期巡回・随時対応サービス）	62

表 1-(3)-ア-⑧	地域商業活性化補助事業の実績が低調となっている例	65
表 1-(3)-ア-⑨	利用者ニーズの把握が不十分で、事業実績が低調となっている例 (ICTふるさと元気事業)	68
表 1-(3)-ア-⑩	調査対象事業の実施機関における目標設定の状況	71
表 1-(3)-ア-⑪	各事業について目標を設定していない理由	71
表 1-(3)-ア-⑫	市区町村等の独自事業の実施状況(集計)	71
表 1-(3)-ア-⑬	市区町村等の独自の取組により、高齢者の社会的孤立の防止に一定の効果を上げている例	72
表 1-(3)-ア-⑭	高齢者の孤立防止対策等に係る推奨事例の紹介を求める意見	76

## イ 社会的に孤立している高齢者等の把握(情報の一元化)の推進

表 1-(3)-イ-①	市区町村内部における高齢者情報の提供に係る連携状況	88
表 1-(3)-イ-②	市区町村と他機関における高齢者情報の提供に係る連携状況	88
表 1-(3)-イ-③	市区町村から民生委員に対する個人情報の提供状況①	89
表 1-(3)-イ-④	市区町村から民生委員に対する個人情報の提供状況②	89
表 1-(3)-イ-⑤	市区町村が民生委員に高齢者の個人情報を定期的に提供していない理由	89
表 1-(3)-イ-⑥	市区町村が見守り活動に特に必要と考えられる情報(高齢者の健康状態及び経済状況に係る個人情報)を民生委員に提供していない理由	90
表 1-(3)-イ-⑦	市区町村から地域包括支援センターに対する個人情報の提供状況①	91
表 1-(3)-イ-⑧	市区町村から地域包括支援センターに対する個人情報の提供状況②	91
表 1-(3)-イ-⑨	市区町村が地域包括支援センターに高齢者の個人情報を定期的に提供していない理由	92
表 1-(3)-イ-⑩	市区町村が見守り活動に特に必要と考えられる情報(高齢者の健康状態及び経済状況に係る情報)を地域包括支援センターに提供していない理由	92
表 1-(3)-イ-⑪	要保護高齢者情報の把握における福祉事務所と関係機関等の連携状況	93
表 1-(3)-イ-⑫	福祉事務所と関係機関等との連携が低調となっている理由	94
表 1-(3)-イ-⑬	個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更、平成21年9月1日一部変更)(抜粋)	95
表 1-(3)-イ-⑭	個人情報の適切な共有について(平成24年4月26日付け消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡)(抜粋)	96
表 1-(3)-イ-⑮	市区町村が民生委員に対して高齢者の個人情報を積極的に提供している例	97

表 1-(3)-イ-⑯	見守り活動に必要な個人情報の提供に係る意見	98
表 1-(3)-イ-⑰	市区町村が高齢者の個人情報を定期的に民生委員に提供することによる効果と支障（複数回答）	99
表 1-(3)-イ-⑱	市区町村が高齢者の個人情報を定期的に地域包括支援センターに提供することによる効果と支障（複数回答）	99
表 1-(3)-イ-⑲-i	自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について（平成24年7月17日付け厚生労働省・援護局地域福祉課事務連絡）（抜粋）	100
表 1-(3)-イ-⑲-ii	自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集	101
表 1-(3)-イ-⑳	地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）（平成24年3月8日付け老振発0308第2号厚生労働省老健局振興課長通知）（抜粋）	104
表 1-(3)-イ-㉑	生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（平成24年2月23日付け社援発0223第3号厚生労働省社会・援護局長通知）（抜粋）	105
表 1-(3)-イ-㉒	厚生労働省の新たな要請への対応状況（民生委員に対する個人情報の提供＜頻度＞）	106
表 1-(3)-イ-㉓	厚生労働省の新たな要請への対応状況（民生委員に対する個人情報の提供＜提供している情報の内容＞）	106
表 1-(3)-イ-㉔	厚生労働省の新たな要請への対応状況（地域包括支援センターに対する個人情報の提供＜頻度＞）	107
表 1-(3)-イ-㉕	厚生労働省の新たな要請への対応状況（地域包括支援センターに対する個人情報の提供＜提供している情報の内容＞）	107
表 1-(3)-イ-㉖	厚生労働省の新たな要請への対応状況（要保護高齢者の把握等のための福祉事務所と関係機関等との連携）	108
表 1-(3)-イ-㉗	調査対象市区町村における地域福祉計画の策定状況	109
表 1-(3)-イ-㉘	調査対象都道府県における地域福祉支援計画の策定状況	109
表 1-(3)-イ-㉙	地域福祉計画等を策定していない主な理由	109
表 1-(3)-イ-㉚	地域福祉計画を策定する必要性やメリットに関する市区町村の意見	110
表 1-(3)-イ-㉛	地域福祉計画に盛り込むこととされている事項の記載状況	110
表 1-(3)-イ-㉜	地域福祉計画に盛り込むこととされている事項の全てを記載している例	111
表 1-(3)-イ-㉝	地域福祉計画の内容が不十分となっている理由	111
表 1-(3)-イ-㉞	地域福祉計画等を策定する必要性に関する厚生労働省の見解	112
表 1-(3)-イ-㉟	地域福祉計画等の改定状況	112
表 1-(3)-イ-㊱	社会的に孤立するリスクの高い高齢者等に係る情報の把握状況	113
表 1-(3)-イ-㊲	調査対象とした市区町村において、社会的孤立のリスクの高い高齢者に係る指標を把握していない理由	114



表 1-(3)-イ-㉔	平成22年度老人保健健康増進等事業「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」 (平成23年3月ニッセイ基礎研究所) (抜粋) ……………	115
表 1-(3)-イ-㉕	孤立死の実態把握を行っていない理由 (集計表) ……………	119
表 1-(3)-イ-㉖	孤立死の実態把握を行っていない理由 (内訳表) ……………	119
表 1-(3)-イ-㉗	孤立死事例の把握・検証を行うために必要なこと……………	122
表 1-(3)-イ-㉘	孤立死事例を把握・検証等している市区町村の例……………	122
表 1-(3)-イ-㉙	孤立死事例を把握・検証等している都道府県の例……………	123
表 1-(3)-イ-㉚	当省が実地調査の対象とした機関以外で、孤立死事例を把握・検証等している例 ……………	124
表 1-(3)-イ-㉛	国の他制度における把握・検証の取組 ……………	125
表 1-(3)-イ-㉜	高齢者の孤立死に係る実態把握の必要性に関する国会での指摘…………	126
表 1-(3)-イ-㉝	孤立死の発生件数に係る実態把握の必要性に関する有識者の意見…………	127

#### (4) 仮設住宅に入居している高齢者の支援

表 1-(4)-①	応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について (平成23年4月19日付け厚生労働省老健局事務連絡) (抜粋) ……………	132
表 1-(4)-②	巡回・訪問や総合相談支援を実施する訪問支援員等の人件費……………	132
表 1-(4)-③	宮城県内におけるサポート拠点の概要……………	133
表 1-(4)-④	調査対象サポート拠点における巡回・訪問の実施状況……………	135
表 1-(4)-⑤	調査対象サポート拠点における巡回・訪問活動実績に較差が生じている理由 ……………	136
表 1-(4)-⑥	調査対象サポート拠点における総合相談の実施状況……………	138
表 1-(4)-⑦	2市の仮設集会所に設置されている入浴設備の利用状況……………	139
表 1-(4)-⑧	近隣住民等との関わり合いや生活上の不安の解消等に関する意識調査結果……………	140
表 1-(4)-⑨	孤立化を防止するための対応を求める意見 ……………	140

## 2 災害時における高齢者の保護

表 2-①	近年の災害における高齢犠牲者の割合……………	151
表 2-②	避難支援が適切に行われずに、高齢者が犠牲となった例……………	151

表 2-③	災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成17年3月内閣府「集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」策定、18年3月内閣府「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」改訂）（抜粋）	151
表 2-④	災害時要援護者の避難支援対策の推進について（平成19年12月18日付け府政防第885号・消防災第421号・社援総発第1218001号・国河防第563号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）、総務省消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局防災課長通知）（抜粋）	153
表 2-⑤	避難支援プラン全体計画のモデル計画（平成20年2月19日付け府政防第111号・消防災第54号・社援総発第0219001号・国河防第671号「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について別添）（抜粋）	154
表 2-⑥	要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日付け雇児総発第0810003号・雇児育発第0810001号・社援総発第0810001号・社援地発第0810001号・障企発第0810002号・老総発第0810001号雇用均等・児童家庭局総務課長、育成環境課長、社会・援護局総務課長、地域福祉課長、障害保険福祉部企画課長、老健局総務課長通知）（抜粋）	155
表 2-⑦	避難支援プラン全体計画のモデル計画（平成20年2月19日付け府政防第111号・消防災第54号・社援総発第0219001号・国河防第671号「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について別添）（抜粋）	156
表 2-⑧	東日本大震災における高齢犠牲者の割合	156
表 2-⑨	防災会議の充実・強化に向けた当面の取組方針（平成24年3月29日中央防災会議決定）（抜粋）	157
表 2-⑩	全体計画、災害時災害時要援護者名簿及び個別計画の策定状況	158
表 2-⑪	全体計画、災害時災害時要援護者名簿及び個別計画の全てを策定している主な例	158
表 2-⑫	全体計画、災害時災害時要援護者名簿及び個別計画の全てにおいて、策定中又は未策定となっている主な例	159
表 2-⑬	全体計画の策定状況	159
表 2-⑭	全体計画を策定していない主な理由	159
表 2-⑮	全体計画を代替するとされている計画の内容が不十分である主な例	160
表 2-⑯	全体計画に盛り込むこととされている事項の代替計画への記載状況（項目数別）	160
表 2-⑰	全体計画に盛り込むこととされている事項の記載状況（項目数別）	161
表 2-⑱	全体計画に盛り込むこととされている事項の記載状況（内容別）	161
表 2-⑲	全体計画に各事項を盛り込んでいない主な理由	161
表 2-⑳	災害時災害時要援護者名簿の作成状況	162
表 2-㉑	災害時災害時要援護者名簿を作成していない主な理由	163
表 2-㉒	避難支援プラン全体計画のモデル計画（平成20年2月19日付け府政防第111号・消防災第54号・社援総発第0219001号・国河防第671号「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について別添）（抜粋）	163

表 2-⑳	要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日付け雇児総発第0810003号・雇児育発第0810001号・社援総発第0810001号・社援地発第0810001号・障企発第0810002号・老総発第0810001号雇用均等・児童家庭局総務課長、育成環境課長、社会・援護局総務課長、地域福祉課長、障害保険福祉部企画課長、老健局総務課長通知）（抜粋）（再掲）	164
表 2-㉑	災害時災害時要援護者名簿の掲載内容	164
表 2-㉒	防災担当部局と福祉部局の連携がないため、災害時災害時要援護者名簿の内容が不十分で有用性が低くなっている例	165
表 2-㉓	災害時災害時要援護者名簿に各情報を掲載していない主な理由	165
表 2-㉔	災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成17年3月内閣府「集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」策定、18年3月内閣府「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」改訂）（抜粋）	166
表 2-㉕	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抜粋）	167
表 2-㉖	要援護者情報の収集方法	168
表 2-㉗	災害時災害時要援護者名簿の平均登録率	168
表 2-㉘	災害時災害時要援護者名簿の登録率が低調である主な例	168
表 2-㉙	関係機関共有方式を採用していない主な理由	170
表 2-㉚	保有個人情報の目的外利用・提供に関する意見・要望	171
表 2-㉛	災害時災害時要援護者名簿の配布状況（配布先別）	172
表 2-㉜	災害時災害時要援護者名簿の配布状況（配布機関数別）	172
表 2-㉝	災害時災害時要援護者名簿を各機関に配布していない主な理由	172
表 2-㉞	要援護者の同意を得る必要があることを理由とし、重要な配布先に災害時災害時要援護者名簿を配布していない主な例	174
表 2-㉟	災害時災害時要援護者名簿登録者宅等を落とし込んだ地図を作成し、配布している主な例	175
表 2-㊱	個別計画の策定状況	175
表 2-㊲	個別計画を策定していない主な理由	175
表 2-㊳	避難支援者の確保に難航している主な理由	177
表 2-㊴	避難支援者の確保及び個別計画の策定を工夫して進めている例	177
表 2-㊵	避難支援プラン全体計画のモデル計画（平成20年2月19日付け府政防第111号・消防災第54号・社援総発第0219001号・国河防第671号「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について別添）（抜粋）	178
表 2-㊶	個別計画に盛り込むこととされている事項の記載状況（項目数別）	178
表 2-㊷	個別計画に盛り込むこととされている事項の記載状況（内容別）	179
表 2-㊸	個別計画に各事項を盛り込んでいない主な理由	179

表 2-④⑦	個別計画の配布状況（配布先別）	182
表 2-④⑧	個別計画の配布状況（配布機関数別）	182
表 2-④⑨	個別計画を各機関に配布していない主な理由	182
表 2-⑤⑩	要援護者本人に個別計画を配布すれば足りるとして、避難支援者等の関係者に配布していない例	183
表 2-⑤⑪	個別計画を自治会が作成・管理していることを理由に、行政機関がその配布状況等を把握していない主な例	183
表 2-⑤⑫	条例を制定し、本人の同意が得られなくても要援護者情報を各関係者に提供している例	183
表 2-⑤⑬	個人情報保護審議会の答申を得て、要援護者情報を入手している例	184
表 2-⑤⑭	要援護者情報の把握・共有の方法を工夫している例	184
表 2-⑤⑮	避難支援訓練の実施状況	185
表 2-⑤⑯	避難支援訓練を実施していない主な理由	186
表 2-⑤⑰	地域住民が自主的に企画する避難支援訓練を市区町村が支援している例	186
表 2-⑤⑱	管内全域での避難支援訓練の実施により、確認された課題の検証や災害時災害時要援護者名簿の更新などを行っている例	187
表 2-⑤⑲	安否確認体制の整備状況	187
表 2-⑥①	安否確認体制を整備していない主な理由	187
表 2-⑥②	安否確認を地域住民主導により行うとし、市区町村が安否確認体制を整備していない例	188
表 2-⑥③	新たな安否確認体制の構築を検討している例	188